装管調第２５９号
２７．１０．１
一部改正　装管調第８４７７号
令和４年５月２７日

調達事業部長　殿

調達管理部長
（公印省略）

防衛装備庁における資格審査の実施について（通知）

標記について、防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第３４号）第１３条の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：資格審査実施要領
写送付先：調達管理部調達企画課長

別　添

資格審査実施要領

目次

第１章　資格審査
第１節　通則　（第１条－第９条）
第２節　変更及び取消し　（第１０条－第１５条）
第３節　雑則（第１６条・第１７条）
第２章　資格審査会（第１８条－第２５条）
第３章　特例政令が適用される契約に係る資格審査等　（第２６条－第２８条）
第４章　雑則（第２９条）
附則

第１章　資格審査

第１節　通則

（通則）

第１条　防衛装備庁（以下「装備庁」 という。）における中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号。）第３条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。）に関する競争契約への参加資格の審査に関する事務手続については、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）（以下「細則」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

（用語の意義）

第２条　この実施要領において用いる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

⑴　特例政令　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）をいう。

⑵　政府調達　特例政令が適用される契約をいう。

⑶　長官　防衛装備庁長官をいう。

⑷　物別官　調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官をいう。

⑸　官室長　調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調

達官付航空機部品器材室長、調達事業部航空機調達官付回転翼室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。

⑹　物別官室長　物別官及び官室長をいう。

⑺　申請者　競争に参加するために必要な資格の審査を受けようとする者をいう。

⑻　定期審査　競争に参加する者に必要な資格について、３年に１回実施する審査をいう。

（公示）

第３条　調達管理部調達企画課長（以下「調達企画課長」という。）は、細則第８条第２項の規定による場合には、競争に参加する者に必要な資格の審査のための基本となるべき事項等を長官の決裁を得て、その都度公示するものとする。

（申請書の提出）

第４条　調達企画課長は、細則第８条第１項の規定による場合には、定期審査を実施する年度の１月末日までに申請者から次の各号に掲げる書類を添付した細則別記第３号書式の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。なお、証明書類は、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば写しによることができる（変更届の場合においても同じ。）。

⑴　営業経歴書　申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類で申請日前１年以内に作成したもの

⑵　納税証明書　法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その３）又は納税証明書（その３の２）若しくは納税証明書（その３の３）で発行日から３箇月以内のもの

⑶　身元を証明する書類　法人の場合は登記事項証明書（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第６条第５号から第９号までに掲げる登記簿に記録されている事項を証明した書面をいう。）で発行日から３箇月以内のもの

⑷　財務諸表　申請者が自ら作成している直前１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損益処理）計算書（又は株主資本等変動計算書）（個人にあっては、営業用純資本額に関する書類及び収支計算書）

⑸　細則第９条第４項の規定による場合には、委任状その他契約の締結の権限を授与された代理権を証明する書類

⑹　細則第９条第５項の規定による場合には、委任状その他代理契約を締結していることを証明する書類

２　前項の規定による場合のほか、申請者から申請書の提出があった場合には、当該申請書を受理するものとする。
３　第１項第４号に掲げる書類は、証券取引法（昭和２３年法律第２５号）第２４条の規定により作成された有価証券報告書をもって代えることができる。

（申請書の受理及び送付）
第５条　調達企画課長は、申請書を受理した場合には、速やかに当該申請書を申請者が競争参加を希望する品目を所掌する物別官室長に送付するものとする。申請者が希望する品目が２以上の物別官室長にまたがっている場合に所掌するべき物別官室長は、申請者が希望する主たる品目又は申請者の前年度における契約実績額の多い品目を所掌する物別官室長とする。

（資格審査）
第６条　物別官室長は、前条の規定により申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の送付を受けた場合には、速やかに当該申請書等について審査を行い、審査の結果を記載した資格決定書に関係書類を添え（他の物別官室長に関係ある場合には当該物別官室長の合議も受けたのち）調達企画課長の合議を経て、長官の決裁を受けたのち、調達企画課長に送付するものとする。
２　前項の資格審査は、細則の定めるところに従い書面審査により実施するものとする。ただし、必要がある場合には、申請者に説明を求めるものとする。
３　第１項に規定する資格決定書の様式は、別記様式第１号に定めるとおりとする。

（資格審査の特例）
第７条　物別官室長は、前条第１項の資格審査に際して、申請者が新規に営業を開始した者であるときは細則第１１条に従い審査を行うものとする。

（有資格者名簿）
第８条　調達企画課長は、第６条第１項の規定により申請者の資格が決定された場合には、速やかに申請書の写しを総務省に送付するものとする。
２　調達企画課長は、前項の申請書の写しを総務省に送付した後、その申請に係る資格が有資格者名簿に適切に記載されたことを確認するものとする。

（資格決定書及び関係書類の返却）
第９条　調達企画課長は、前条の申請書の写しを総務省に送付した後、資格決定書及び関係書類を所掌の物別官室長に返却するものとする。

第２節　変更及び取消し

（変更届の提出）

第１０条　物別官室長は、有資格者名簿の内容に常に注意をはらうとともに、競争参加申請者から申請書を提出させた後、次に掲げる事項に変更等があったことを知った場合には、直ちに当該有資格者から細則別記第６号書式（その２）の競争参加資格審査申請書変更届（以下「変更届」という。）に、その経過を明らかにした書類を添付して調達企画課長に提出させるものとする。

⑴　住所

⑵　商号又は名称

⑶　代表者氏名

⑷　営業所（営業所名、所在地、電話番号等）

⑸　希望する資格の種類

⑹　競争参加を希望する地域

⑺　営業品目

⑻　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定

２　調達企画課長は、前項各号の変更等を自ら知り得た場合には、直ちに当該有資格者から変更届に、その経過を明らかにした書類を添付して提出させるものとする。

（変更届の送付）

第１１条　調達企画課長は、前条の規定により提出された変更届に関係書類を添えて所掌の物別官室長に写しを送付するとともに、変更届の写しを総務省に送付する。

（資格を取消す場合の手続）

第１２条　調達企画課長は、有資格者名簿に記載された者が細則第１９条各号のいずれかに該当することとなった場合には、長官の決裁を得て当該資格を取消すものとする。

（資格を取消すことができる場合の手続）

第１３条　物別官室長は、有資格者名簿に記載された者が細則第２０条第１項及び第２項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった場合で、その者を有資格者とすることが適当でないと認められるときは、当該資格の取消しについて資格審査会の審議に付するため諮問案を作成し、調達企画課長に送付するものとする。

２　前項に規定する諮問案の様式は、別記様式第２号に定めるとおりとする。

（資格取消しの通知）

第１４条　調達企画課長は、第１２条の規定により資格を取消した場合又は第２４条の規定により資格を取り消すことについて長官に答申をした場合には、細則別記第８号書式の資格取消通知書を当該取消しに係る者に送付し、その写しを総務省に送付するものとする。

（資格決定書の作成省略）

第１５条　第１２条及び第１３条に規定する資格の取消しについては、資格決定書の作成を要しないものとする。

第３節　雑則

（不服申立て）

第１６条　調達企画課長は、第４条の規定に基づき申請書を提出した者又は第１２条の規定により資格を取消した者から資格審査の結果について不服申立てがあった場合には、その旨を速やかに所掌の物別官室長に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた物別官室長は、不服申立ての内容を検討の上、資格審査会の審議に付するため諮問案を作成し、調達企画課長に送付するものとする。

３　調達企画課長は、不服申立てに対する決定があった場合には、不服申立者にその結果を通知するとともに必要がある場合には説明を行うものとする。

４　前２項に規定する諮問案の様式は、別記様式第２号に定めるとおりとする。

（関係書類の保存）

第１７条　物別官室長は、資格審査に係る関係書類を原則として当該資格の有効期限が終了するまで、又は次の申請に対する資格が決定されるまでの間、保存するものとする。ただし、資格を取消した場合の関係書類は、資格を取消された者が有資格者とされた際に設定した有効期限が終了するまでとする。

第２章　資格審査会

（設置の目的）

第１８条　第１３条及び第１６条第２項の規定に基づき作成された諮問案を審議するため、装備庁に資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第１９条　審査会は、会長及び委員１６名をもって構成する。

⑴　会長　調達管理部長

⑵　委員　長官官房監察監査・評価官、調達企画課長及び物別官室長

２　会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合には、あらかじめ会長が指名する委

員が会長の職務を代理する。
３　委員に事故がある場合又は委員が欠けた場合には、その代理者を出席させることができる。
４　幹事は、調達企画課長とし、会長の命を受け、審査会の開催、運営その他審査会に関する事務を処理する。

（審査会への付議）
第２０条　幹事は、第１３条及び第１６条第２項の規定により諮問案の送付を受けた場合には、当該諮問案を整理の上、審査会の審議に付するものとする。

（審査会の招集）
第２１条　会長は、審査会を招集する。
２　審査会の開催に当たっては、幹事は、あらかじめ委員に前条の諮問案を配布するとともに日時及び場所を通知するものとする。

（審査会の運営）
第２２条　会長は、審査会を主宰する。
２　審査会は、委員の２／３以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
３　委員は、諮問案を審議するため審査会に出席し、諮問案について疑義のある場合には質問し、意見を述べるものとする。
４　第１３条及び第１６条第２項に規定する諮問案を作成した物別官室長は、説明委員として、審査会における審議に際し、当該諮問案について説明を行うとともに委員の質問又は委員から提出された意見に答えるものとする。説明委員は、必要と認めた場合には説明員を帯同し、説明員をして説明させ及び質問又は意見に答えさせることができる。

（議決）
第２３条　審査会の議決は、出席委員（代理者を含む。）の過半数により決することとし、可否同数の場合には、会長の決するところによる。ただし、会長は、可否同数の場合又は可否の差が少数である場合には、議決を留保して再度の審査会の審議に付することかできる。
２　前項の議決には、説明委員となった委員は加わることができない。

（上申）
第２４条　幹事は、審査会の議決に基づき、会長の決裁を得て上申書を作成の上、長

官に提出するものとする。

（庶務）

第２５条　審査会の庶務（議事録の作成及び保管を含む。）は調達企画課において行う。

第３章　特例政令が適用される契約に係る資格審査等

（通則）

第２６条　政府調達に係る競争に参加しようとする者に必要な資格の審査については、前章までに規定するもののほか、この章に定めるところによる。

（公示）

第２７条　調達企画課長は、細則第７０条第１号に基づく大臣官房会計課長の公示に係る事項以外の事項について公示する必要があると認める場合には、長官の決裁を得て当該事項をその都度官報で公示するものとする。

（申請書の提出）

第２８条　申請者が外国の者であって第４条第１項第２号及び第４号に規定する添付書類が存しない場合は、これらと同等を添付すれば足りるものとする。

２　提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付させるものとする。

第４章　雑則

（決裁の特例）

第２９条　この通達において、官室長が決裁を受ける際、所属の物別官については、合議を要しないものとする。

附　則

この通達は、平成２７年１０月１日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

資 格 決 定 書

（防衛装備庁用）

決裁年月日	年　月　日
起案年月日	年　月　日

審査の結果のとおり、資格を付与してよろしいか伺う。

長官	調達事業部長	調達総括官	総括装備調達官	総括装備調達官	調達企画課	
					課長	担当

物別官室	官室名	官	室長	班長	担当	官室名	官	室長	班長	担当
	①					③				
	②					④				

物別官室	①　官（室）	②　官（室）	③　官（室）	④　官（室）
営業品目				

総合審査数値	製造販売実績	自己資本	流動比率	営業年数	設備の額	総合数値
（製造）						
（製造以外）						

資格の種類	製造 ・ 販売 ・ 役務 ・ 買受け	級別格付	（製造）A・B・C・D （製造以外）A・B・C・D
フリガナ 商号名称		フリガナ 代表者名	
フリガナ 本社所在地			

注）長官（調達事業部長又は調達総括官もしくは総括装備調達官）決裁後、主管の物別官室長は資格決定書（申請書を含む）を調達企画課に送付する。調達企画課長は受領後、すみやかに総務省へ申請書（写）を送付すること。

総務省申請済確認印	

別記様式第２号（第１３条・第１６条関係）

諮　問　事　項

１　資格審査対象者

⑴　住　　所
　　氏　　名（社名）
　　代表者名

⑵　営業品目

⑶　契約の種類

⑷　登録申請年月日

２　諮問事項

３　理　　由

４　参考事項

⑴　防衛装備庁との契約実績

⑵　防衛省本省の施設等機関との契約実績

⑶　その他資格審査対象者の状況が把握できる資料